

城下町大垣きもの園遊会

城下町・大垣のにぎわいを再現する「城下町大垣きもの園遊会」が開かれます。
きもの姿で、まち歩きをしませんか？



- ❖ 応募資格 / 当日、着物姿で来場できる人
- ❖ とき / 4月5日(日) 午前10時～午後3時
- ❖ ところ / 大垣駅通り、本町通り、美濃路周辺
- ❖ 参加イベント / 呉服店や和菓子店などを巡るスタンプラリー、大茶会、写真撮影会(有料)、素敵な賞品が当たるお楽しみ抽選会(スタンプラリー参加者のみ) など
- ❖ 申込 / 2月1日～3月15日に、大垣観光協会などで配布の申込書に必要事項を記入し、同協会(〒503-0923 船町2-26-1、☎77-1535、FAX81-8828、e-mail:ogakikanko@ogakicci.or.jp)へ。同協会HPから申込可

《南一色公園ふれあい農園の利用者》

- ❖ 対象 / 市内在住・在勤の人、市内所在の団体
- ❖ ところ / 南一色町地内(杭瀬川の河川区域内)
- ❖ 募集区画 / 40区画程度(抽選・1区画約20～50㎡)
※1家族・団体1区画まで
- ❖ 利用期間 / 5月1日～令和3年3月31日
- ❖ 年間利用料 / 1㎡あたり100円
- ❖ 申込 / 3月19日(消印有効)までに、「南一色公園ふれあい農園申込み」と明記したはがきに郵便番号・住所・氏名(団体名)・電話番号を記入し、都市施設課(〒503-8601 丸の内2-29、☎47-8409)へ



農園や菜園の利用者を募集

《市民菜園の利用者》

- ❖ 対象 / 市内在住の農家世帯ではない人
- ❖ ところ / 加賀野、和合新町、津村町
- ❖ 募集区画 / 50区画程度(抽選・1区画約15㎡)
- ❖ 利用期間 / 4月1日～令和3年3月31日
- ❖ 年間利用料 / 1区画あたり4,190円
- ❖ 申込 / 2月28日(消印有効)までに、「市民菜園申込み」と明記したはがきに住所・氏名・電話番号・希望場所を記入し、農林課(〒503-8601 丸の内2-29、☎47-8624)へ



災害時要援護者台帳に登録しませんか？



ひとり暮らしの高齢者や障がいがある人などは、災害発生時の避難に手助けが必要な場合があります。
災害時要援護者台帳は、こうした人の氏名・住所・緊急連絡先などを本人の同意により登録しておくもので、自治会などにあらかじめ提供され、災害発生時の援護活動などに活用されます。
自力での避難に心配がある人はご登録ください。

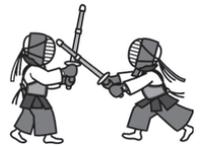
- * 対象 / 市内で在宅生活し、災害発生時に本人や家族などによる避難が困難な人で、下表のいずれかに該当する人
- * 台帳の提供先 / 自治会、民生・児童委員、社会福祉協議会、警察署、消防署
- * 申込 / 印鑑を持参して、下表の担当課(上石津・墨俣地域事務所も可)へ。または、申込書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入・押印のうえ、社会福祉課(〒503-8601 丸の内2-29)へ
- * 問合せ / 社会福祉課(☎47-7256)へ

対象者	担当課
65歳以上のひとり暮らし高齢者	高齢介護課
要介護認定を受けている人(要介護1以上)	
身体障害者手帳を持っている人	社会福祉課
療育手帳を持っている人	
精神障害者保健福祉手帳を持っている人	
その他災害時に地域の援護が必要な人	

災害の状況によっては、支援者の多くも被災者となりえます。「自分の身は自分で守る」という心構えを忘れずに。

スポーツ少年団の団員を募集します！

- 大垣市スポーツ少年団は、令和2年度の団員を募集します。
- * 申込 / 2月14日までに、小学校を通じて配布した募集要項に添付の申込用紙(同少年団HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、小学校へ
 - * 備考 / 見学や体験の申し込みは、各少年団へ
 - * 問合せ / 同少年団事務局(総合体育館内、☎78-1122)へ



空き家の発生を抑制するための特例措置

空き家の譲渡所得から3,000万円特別控除されます

制度の概要

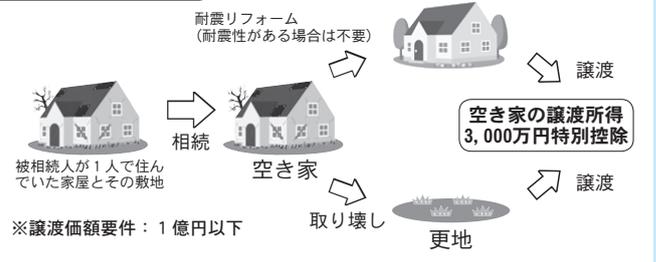
旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に建築)の家屋(空き家)を相続した場合に、相続発生から3年後の年末までに、耐震リフォームまたは取り壊した後の土地を譲渡した場合には、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円が特別控除されます(適用期間:平成28年4月1日～令和5年12月31日)。

加えて、これまでは相続の開始直前において、被相続人が譲渡の対象となる家屋に居住していたことが必要でしたが、平成31年4月1日以降の譲渡においては、被相続人が老人ホームなどに入居していた場合も特例の対象となりました(ただし、一定の要件あり)。

譲渡所得税額の計算式

(譲渡価額 - 取得費 * - 譲渡費用[除却費等] - 特別控除3,000万円) × 20%
※不明の場合、譲渡価額 × 5%

制度のイメージ



被相続人居住用家屋等確認書の発行手続き

特別控除を受けるためには、大垣税務署への申告手続きが必要です。税務署へ申告される際には、「被相続人居住用家屋等確認書」が必要となります。この確認書は、相続した家屋などの所在する自治体において発行することになっています。

適用要件や発行手続きについて詳しくは、市HPをご覧ください
か、住宅課(☎47-8184)へ。



空き家 発生抑制